第百五十六条第一項中「第八十一条の三十一第三項（特定の事実が生じた場合の」を「第八十一条の三十一第四項（」に改め、同条第二項中「第八十一条の三十一第三項に規定する」を「第八十一条の三十一第四項に規定するその他」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第八十条第五項」を「第八十条第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第百五十四条の三第二項（欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等）の規定は法第八十一条の三十一第五項に規定する政令で定める災害について、第百五十四条の三第三項の規定は法第八十一条の三十一第五項に規定する政令で定める繰延資産について、第百五十四条の三第四項の規定は法第八十一条の三十一第五項に規定する損失の額で政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第百五十四条の三第四項第一号中「第八十条第五項」とあるのは「第八十一条の三十一第五項（連結欠損金の繰戻しによる還付）」と読み替えるものとする。

第百七十三条の二中「確定申告又は連結確定申告に係る」を削る。

第百七十六条第一号中「第二条第十二号の十八イ」を「第二条第十二号の十九イ」に改め、同条第二号中「第二条第十二号の十八ロ」を「第二条第十二号の十九ロ」に改める。

第百七十八条第七項第二号中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項第四号ロの外国法人がその有する株式又は出資を発行した同号ロの内国法人の行った株式分配により法第二条第十二号の十五の二（定義）に規定する完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合において、当該株式分配に係る第百十九条の八の二第一項（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）に規定する割合に、当該内国法人の当該株式分配の直前の発行済株式等の総数又は総額のうちに当該外国法人を含む当該内国法人の特殊関係株主等が当該株式分配の直前に所有していた当該内国法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合を乗じて計算した割合が百分の五以上であるとき。

第百七十九条第三号中「第二条第十二号の十八ロ」を「第二条第十二号の十九ロ」に改める。

第百八十四条第一項第十一号中「確定申告に係る」を削り、同項第二十号中「及び第八項」を「、第八項及び第九項」に改め、「旧株」の下に「又は所有株式」を、「これらの規定」の下に「（同条第八項を除く。）」を、「ある法人」の下に「又は同条第八項に規定する完全子法人」を加え、「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に改め、同条第三項中「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に改め、同条第四項中「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に、「合併」を「金銭等不交付合併」に、「又は同条第八項」を「、同条第八項に規定する金銭等不交付株式分配（内国法人が行うものに限る。）又は同条第九項」に、「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に、「合併親法人株式等」を「交付外国株式等」に、「株式又は同条第八項」を「株式、同条第八項に規定する完全子法人（外国法人に限る。）の株式又は同条第九項」に改め、同条第五項の表第六十九条第一項第一号イ（定期同額給与の範囲等）の項中

保険会社	三月（
第二条第二項	期限
外国保険会社等	
第二条第七項	

を

三月（	

に改め、同表第六十九条第三項第一号及び第九項の項を次のように改める。

第六十九条第四項第一号	四月（
	四月（法第百四十四条の八において準用する
（法第百四十四条の八（確定申告書の提出の延長の特例）において準用する	

第百八十四条第五項の表第七十三条第二項第二号（一般寄附金の損金算入限度額）の項中「第七十三条第二項第二号（一般寄附金の損金算入限度額）」を「第七十三条第二項第三号」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十九条第十三項	三月（
	三月（法第百四十四条の八において準用する
第七十三条第二項第一号（一般寄附金の損金算入限度額）	第二十七条
	第百四十二条の二の二

第百八十四条第五項の表第百十二条第一項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の項の次に次のように加える。

第百十二条第五項第一号	第八十条第五項
	第百四十四条の十三第十一項
同条第一項	同条第一項（第一号に係る部分に限る。）

第百八十四条第五項の表第百十四条（固定資産に準ずる繰延資産）の項の次に次のように加える。

第百十六条第一項（災害による繰越損失金の範囲）	第八十条第五項
	第百四十四条の十三第十一項

第百八十四条第五項の表第百十九条第一項第五号（有価証券の取得価額）の項中「交付を受けた当該合併法人の株式又は当該親法人の株式」を「」の株式」に、「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に改め、同表第百十九条第一項第六号の項を次のように改める。

第百十九条第一項第六号	ものに限る
	ものに限るものとし、内国法人の行った分割型分割により分割法人の株主等である外国法人が交付を受けた親法人（外国法人に限る。）の株式（恒久的施設を有する外国法人が交付を受けた第百八十四条第四項に規定する恒久的施設管理外国株式を除く。）を除く

第百八十四条第五項の表第百十九条第一項第八号の項中「第百十九条第一項第九号」に、「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式」を「」の株式」に、「恒久的施設管理親法人株式」を「恒久的施設管理外国株式」に改め、同項の前に次のように加える。

第百十九条第一項第八号	ものに限る
	ものに限るものとし、内国法人の行った株式分配により現物分配法人の株主等である外国法人が交付を受けた完全子法人（外国法人に限る。）の株式（恒久的施設を有する外国法人が交付を受けた第百八十四条第四項に規定する恒久的施設管理外国株式を除く。）を除く

第百八十四条第五項の表第百十九条第一項第九号ロ及び第十一号ロの項中「第百十九条第一項第九号ロ及び第十一号ロ」を「第百十九条第一項第十号ロ及び第十二号ロ」に改める。

第百九十四条第一項中「第八項」を「第九項」に改める。

第百九十五条第三項中「第七十三条第二項第十号、第十四号及び第十七号」を「第七十三条第二項第十一号、第十五号及び第十八号」に改め、「、法」の下に「第百四十二条の二の二（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）及び」を加える。